

資料編



- 1 空家等対策の推進に関する特別措置法
- 2 東京都板橋区老朽建築物等対策条例
- 3 東京都板橋区老朽建築物等対策条例施行規則
- 4 関係所管連絡先一覧
- 5 よくある相談と回答
- 6 計画の検討体制・策定経過

1 空家等対策の推進に関する特別措置法

平成 26 年法律第 127 号
最終改正：令和 5 年法律第 73 号

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。第十四条第二項において同じ。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(国の責務)

第三条 国は、空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体その他の者が行う空家等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

3 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、空家等の適切な管理及びその活用の促進に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(空家等の所有者等の責務)

第五条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本指針)

第六条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 所有者等による空家等の適切な管理について指針となるべき事項
- 四 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第七条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項
- 六 特定空家等に対する措置(第二十二条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項から第十一項までの規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項
- 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 前項第五号に掲げる事項には、次に掲げる区域内の区域であって、当該区域内の空家等の数及びその分布の状況、その活用の状況その他の状況からみて当該区域における経済的社会的活動の促進のために当該区域内の空家等及び空家等の跡地の活用が必要となると認められる区域(以下「空家等活

用促進区域」という。)並びに当該空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用の促進を図るための指針(以下「空家等活用促進指針」という。)に関する事項を定めることができる。

- 一 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第二条に規定する中心市街地
 - 二 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第五条第四項第八号に規定する地域再生拠点
 - 三 地域再生法第五条第四項第十一号に規定する地域住宅団地再生区域
 - 四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第二条第二項に規定する重点区域
 - 五 前各号に掲げるもののほか、市町村における経済的社会的活動の拠点としての機能を有する区域として国土交通省令・総務省令で定める区域
- 4 空家等活用促進指針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用に関する基本的な事項
 - 二 空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のために活用することが必要な空家等の種類及び当該空家等について誘導すべき用途(第十六条第一項及び第十八条において「誘導用途」という。)に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用を通じた経済的社会的活動の促進に関し必要な事項
- 5 空家等活用促進指針には、前項各号に掲げる事項のほか、特例適用建築物(空家等活用促進区域内の空家等に該当する建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下この項及び第九項において同じ。)又は空家等の跡地に新築する建築物をいう。次項及び第十項において同じ。)について第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第四十三條第二項(第一号に係る部分に限る。次項において同じ。)の規定又は第十七条第二項の規定により読み替えて適用する同法第四十八條第一項から第十三項まで(これらの規定を同法第八十七條第二項又は第三項において準用する場合を含む。第九項において同じ。)の規定のただし書の規定の適用を受けるための要件に関する事項を定めることができる。
- 6 前項の第十七条第一項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十三條第二項の規定の適用を受けるための要件(第九項及び第十七条第一項において「敷地特例適用要件」という。)は、特例適用建築物(その敷地が幅員一・八メートル以上四メートル未満の道(同法第四十三條第一項に規定する道路に該当するものを除く。)に二メートル以上接するものに限る。)について、避難及び通行の安全上支障がなく、かつ、空家等活用促進区域内における経済的社会的活動の促進及び市街地の環境の整備改善に資するものとして国土交通省令で定める基準を参酌して定めるものとする。
- 7 市町村は、第三項に規定する事項を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 8 市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を除く。)は、第三項に規定する事項を定める場合において、市街化調整区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。第十八條第一項において同じ。)の区域を含む空家等活用促進区域を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域の区域及び空家等活用促進指針に定める事項について、都道府県知事と協議をしなければならない。

- 9 市町村は、空家等活用促進指針に敷地特例適用要件に関する事項又は第五項の第十七条第二項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定のただし書の規定の適用を受けるための要件(以下「用途特例適用要件」という。)に関する事項を記載するときは、あらかじめ、当該事項について、当該空家等活用促進区域内の建築物について建築基準法第四十三条第二項第一号の規定による認定又は同法第四十八条第一項から第十三項まで(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第十七条第二項において同じ。)の規定のただし書の規定による許可の権限を有する特定行政庁(同法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。以下この項及び次項において同じ。)と協議をしなければならない。この場合において、用途特例適用要件に関する事項については、当該特定行政庁の同意を得なければならない。
- 10 前項の規定により用途特例適用要件に関する事項について協議を受けた特定行政庁は、特例適用建築物を用途特例適用要件に適合する用途に供することが空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のためにやむを得ないものであると認めるときは、同項の同意をすることができる。
- 11 空家等対策計画(第三項に規定する事項が定められたものに限る。第十六条第一項及び第十八条第一項において同じ。)は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 12 市町村は、空家等対策計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 13 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。
- 14 第七項から前項までの規定は、空家等対策計画の変更について準用する。

(協議会)

- 第八条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
 - 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(立入調査等)

- 第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。
- 2 市町村長は、第二十二條第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
 - 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

- 第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
 - 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

- 第十一条 市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。))を除く。以下この条、次条及び第十五条において同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

- 第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置)

- 第十三条 市町村長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等(以下「管理不全空家等」という。)の所有者等に対し、基本指針(第六条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。)に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

(空家等の管理に関する民法の特例)

第十四条 市町村長は、空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法(明治二十九年法律第八十九号)第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

2 市町村長は、空家等(敷地を除く。)につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の八第一項の規定による命令の請求をすることができる。

3 市町村長は、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の九第一項又は第二百六十四条の十四第一項の規定による命令の請求をすることができる。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十五条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(空家等の活用に関する計画作成市町村の要請等)

第十六条 空家等対策計画を作成した市町村(以下「計画作成市町村」という。)の長は、空家等活用促進区域内の空家等(第七条第四項第二号に規定する空家等の種類に該当するものに限る。以下この条において同じ。)について、当該空家等活用促進区域内の経済的社会的活動の促進のために必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、当該空家等について空家等活用促進指針に定められた誘導用途に供するために必要な措置を講ずることを要請することができる。

2 計画作成市町村の長は、前項の規定による要請をした場合において、必要があると認めるときは、その要請を受けた空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(建築基準法の特例)

第十七条 空家等対策計画(敷地特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。)が第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第六項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十三条第二項第一号の規定の適用については、同号中「利用者」とあるのは「利用者」と、「適合するもので」とあるのは「適合するもの又は空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十七号)第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第六項に規定する敷地特例適用要件に適合する同項に規定する特例適用建築物で」とする。

2 空家等対策計画(用途特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。)が第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第五項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定の適用については、同条第一項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「特定

行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、」と、「認め、」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第一項ただし書中「公益上やむを得ない」とあるのは「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十七号)第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。))の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第九項に規定する用途特例適用要件(以下この条において「特例適用要件」という。)に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第二項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「公益上やむを得ない」とあるのは「特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第十二項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

(空家等の活用の促進についての配慮)

第十八条 都道府県知事は、第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。))の規定により公表された空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域(市街化調整区域に該当する区域に限る。)内の空家等に該当する建築物(都市計画法第四条第十項に規定する建築物をいう。以下この項において同じ。)について、当該建築物を誘導用途に供するため同法第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の許可(いずれも当該建築物の用途の変更に係るものに限る。)を求められたときは、第七条第八項の協議の結果を踏まえ、当該建築物の誘導用途としての活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

2 前項に定めるもののほか、国の行政機関の長又は都道府県知事は、同項に規定する空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域内の空家等について、当該空家等を誘導用途に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(地方住宅供給公社の業務の特例)

第十九条 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第二十一条に規定する業務のほか、空家等活用促進区域内において、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等の活用のために行う改修、当該改修後の空家等の賃貸その他の空家等の活用に関する業務を行うことができる。

2 前項の規定により地方住宅供給公社が同項に規定する業務を行う場合における地方住宅供給公社法第四十九条の規定の適用については、同条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十七号)第十九条第一項に規定する業務」とする。

(独立行政法人都市再生機構の行う調査等業務)

第二十条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)第十一条第一項に規定する業務のほか、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等活用促進区域内における空家等及び空家等の跡地の活用により地域における経済的社会的活動の促進を図るために必要な調査、調整及び技術の提供の業務を行うことができる。

(独立行政法人住宅金融支援機構の行う援助)

第二十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十三条第一項に規定する業務のほか、市町村又は第二十三条第一項に規定する空家等管理活用支援法人からの委託に基づき、空家等及び空家等の跡地の活用の促進に必要な資金の融通に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。

第二十二条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態でない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者(以下この項及び次項において「命令対象者」という。)を確知することができないとき(過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、当該命令対象者の

負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者(以下この項及び次項において「措置実施者」という。)にその措置を行わせることができる。この場合においては、市町村長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。

- 11 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第三項から第八項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。
- 12 前二項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。
- 13 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 14 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 15 第三項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。
- 16 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 17 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(空家等管理活用支援法人の指定)

第二十三条 市町村長は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。
- 3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(支援法人の業務)

第二十四条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
- 二 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。
- 三 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。
- 四 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。
- 五 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行うこと。

(監督等)

第二十五条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第二十三条第一項の規定による指定を取り消すことができる。
- 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

- 2 市町村長は、支援法人からその業務の遂行のため空家等の所有者等を知る必要があるとして、空家等の所有者等に関する情報(以下この項及び次項において「所有者等関連情報」という。)の提供の求めがあったときは、当該空家等の所有者等の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者等関連情報を提供するものとする。
- 3 前項の場合において、市町村長は、支援法人に対し所有者等関連情報を提供するときは、あらかじめ、当該所有者等関連情報を提供することについて本人(当該所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。)の同意を得なければならない。
- 4 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

(支援法人による空家等対策計画の作成等の提案)

第二十七条 支援法人は、その業務を行うために必要があると認めるときは、市町村に対し、国土交通省令・総務省令で定めるところにより、空家等対策計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本指針に即して、当該提案に係る空家等対策計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき空家等対策計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした支援法人に通知するものとする。この場合において、空家等対策計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(市町村長への要請)

第二十八条 支援法人は、空家等、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、第十四条各項の規定による請求をするよう要請することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による要請があった場合において、必要があると認めるときは、第十四条各項の規定による請求をするものとする。

- 3 市町村長は、第一項の規定による要請があった場合において、第十四条各項の規定による請求をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした支援法人に通知するものとする。

第二十九条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第三十条 第二十二条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

- 2 第九条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 東京都板橋区老朽建築物等対策条例

平成 28 年 12 月 22 日東京都板橋区条例第 71 号
最終改正：令和 6 年 3 月 15 日東京都板橋区条例第 13 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)
- 第 2 章 空家等の対策(第 8 条—第 13 条)
- 第 3 章 老朽建築物の対策(第 14 条—第 19 条)
- 第 4 章 支援・緊急安全措置等(第 20 条—第 22 条)
- 第 5 章 補則(第 23 条・第 24 条)
- 付則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。)に基づく空家等に関する施策の推進に関し必要な事項及び老朽建築物の適正な管理に関し必要な事項を定め、老朽建築物等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、板橋区(以下「区」という。)における区民の良好な生活環境の確保を図り、もって安心・安全で快適なまちの実現に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第 2 条第 1 項に規定する空家等をいう。
- (2) 管理不全空家等 法第 13 条第 1 項に規定する管理不全空家等をいう。
- (3) 特定空家等 法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等をいう。
- (4) 老朽建築物 老朽化が進んでいる建築物又はこれに付属する工作物及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)のうち、空家等以外のものをいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (5) 特定老朽建築物 老朽建築物のうち、周囲の日常生活に重大な悪影響を与えている状態(廃棄物等に起因する管理不全状態のものを含む。)と区が認定したものをいう。
- (6) 老朽建築物等 空家等、管理不全空家等、特定空家等、老朽建築物及び特定老朽建築物をいう。
- (7) 所有者等 所有者又は管理者をいう。
- (8) 居住者 建築物の所有の有無にかかわらず老朽建築物に居住する者又はその占有者をいう。
- (9) 周囲の日常生活に重大な悪影響を与えている状態 次のいずれかに掲げる状態をいう。
 - ア そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - イ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

ウ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

エ その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

(10) 廃棄物等に起因する管理不全状態 次のいずれかに掲げる状態をいう。

ア みだりに放置された廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)(以下「放置廃棄物」という。)に起因して火災を発生させ、又は放置廃棄物が飛散するおそれがある状態

イ 放置廃棄物に起因する悪臭、ねずみ、害虫等の発生又は草木の著しい繁茂若しくは枯死により、周辺的生活環境に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある状態

(板橋区老朽建築物等対策計画)

第3条 区長は、老朽建築物等の対策を計画的かつ効果的に推進するため、老朽建築物等に関する対策について板橋区老朽建築物等対策計画(以下「対策計画」という。)を定めるものとする。

2 区長は、定期的に対策計画の見直しを行い、必要に応じて対策計画の変更を行うよう努めるものとする。

3 区長は、対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

(所有者等の責務)

第4条 空家等の所有者等又は老朽建築物の所有者等若しくは居住者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空家等又は老朽建築物の適正な管理に努めるとともに、区が実施する老朽建築物等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(区の責務)

第5条 区は、安心・安全で快適なまちを実現するため、所有者等及び居住者による老朽建築物等の適正な管理及び利活用の促進に関して、対策計画に基づく老朽建築物等に関する対策の実施その他の老朽建築物等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならない。

(区民の責務)

第6条 区民は、居住している地域又は事業活動を行っている地域に空家等又は老朽建築物が存在するときは、区に情報提供を行うとともに、特定空家等又は特定老朽建築物にならないよう、近隣の区民及び町会・自治会等の地域活動団体と相互に協力するよう努めるものとする。

(板橋区老朽建築物等対策協議会)

第7条 対策計画の策定及び変更並びに老朽建築物等に関する施策の推進に関する事項を協議するため、区長の附属機関として、板橋区老朽建築物等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じて協議し、区長に対し意見を述べるものとする。

(1) 対策計画の策定及び変更に関する事項

(2) 老朽建築物等の取扱いに関する事項

- (3) 前2号に掲げるもののほか、老朽建築物等に関する施策の推進に関する事項
- 3 協議会は、区議会議員、法務、不動産、建築、福祉等に関する学識経験者、警察職員、消防職員、区職員その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員 17 人以内をもって組織する。
 - 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、板橋区規則(以下「規則」という。)で定める。

第2章 空家等の対策

(空家等の立入調査等)

- 第8条 区長は、法第9条第1項の規定により、空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関し法及びこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。
- 2 区長は、法第9条第2項の規定により、法第 22 条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又は区職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
 - 3 区長は、前項の規定により区職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、法第9条第3項の規定により、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
 - 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、法第9条第4項の規定により、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
 - 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(管理不全空家等の認定)

- 第8条の2 区長は、空家等が法第 13 条第1項に規定する状態にあると認められるときは、当該空家等を管理不全空家等として認定することができる。

(管理不全空家等に対する措置の指導)

- 第8条の3 区長は、法第 13 条第1項の規定により、管理不全空家等の所有者等に対し、法第6条第1項に規定する基本指針(同条第2項第3号に掲げる事項に係る部分に限る。)に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

(管理不全空家等に対する措置の勧告)

- 第8条の4 区長は、前条の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときは、法第 13 条第2項の規定により、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家

等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

- 2 区長は、前項の規定による勧告をしようとする場合においては、あらかじめ、協議会に意見を聴くことができる。
- 3 区長は、管理不全空家等の所有者等に対して、第1項の規定による勧告をしようとする場合は、あらかじめ、その勧告をしようとする者に対し、弁明の機会を与えることができる。

(特定空家等の認定)

第9条 区長は、空家等が法第2条第2項に規定する状態にあると認められるときは、当該空家等を特定空家等として認定することができる。

- 2 区長は、前項の規定による認定をしようとする場合においては、あらかじめ、協議会に意見を聴くことができる。

(特定空家等に対する措置の助言又は指導)

第10条 区長は、法第22条第1項の規定により、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次条第1項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。

(特定空家等に対する措置の勧告)

第11条 区長は、前条の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、法第22条第2項の規定により、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

- 2 区長は、前項の規定による勧告をしようとする場合においては、あらかじめ、協議会に意見を聴くことができる。
- 3 区長は、特定空家等の所有者等に対して、第1項の規定による勧告をしようとする場合は、あらかじめ、その勧告をしようとする者に対し、弁明の機会を与えることができる。

(特定空家等に対する措置の命令)

第12条 区長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、法第22条第3項の規定により、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

- 2 区長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

- 3 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、区長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 4 区長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第1項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 5 区長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第1項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 6 第4項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 7 区長は、第1項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他法第22条第11項に定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 8 区長は、第1項の規定による命令をしようとする場合においては、あらかじめ、協議会に意見を聴くことができる。

(特定空家等に対する措置の行政代執行)

- 第13条 区長は、前条第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定により、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 2 前条第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者(以下この項及び次項において「命令対象者」という。)を確知することができないとき(過失がなくて第10条の助言若しくは指導又は第11条第1項の勧告が行われるべき者を確知することができないため前条に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、区長は、法第22条第10項の規定により、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者(以下この項及び次項において「措置実施者」という。)にその措置を行わせることができる。この場合においては、区長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは区長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。
 - 3 区長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、前条第1項から第6項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、法第22条第11項の規定により、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。
 - 4 前2項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。
 - 5 区長は、第1項から第3項までの規定による措置を行おうとする場合においては、あらかじめ、協議会に意見を聴くことができる。

第3章 老朽建築物の対策

(老朽建築物の立入調査等)

第14条 区長は、老朽建築物の所在並びに老朽建築物の所有者等及び居住者を把握するための調査その他老朽建築物に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 区長は、第16条及び第17条の規定の施行に必要な限度において、区職員又はその委任した者に、老朽建築物と認められる場所に立ち入って調査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該老朽建築物の居住者の承諾を得なければならない。

3 前項の規定により老朽建築物と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定老朽建築物の認定)

第15条 区長は、老朽建築物が周囲の日常生活に重大な悪影響を与えている状態(廃棄物等に起因する管理不全状態のものを含む。)と認められるときは、当該老朽建築物を特定老朽建築物として認定することができる。

2 区長は、前項の規定による認定をしようとする場合においては、あらかじめ、協議会に意見を聴くことができる。

(特定老朽建築物に対する措置の助言又は指導)

第16条 区長は、特定老朽建築物の所有者等又は居住者に対し、当該特定老朽建築物に関し、除却、修繕、立木竹の伐採、放置廃棄物の適切な処理その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定老朽建築物については、建築物の除却を除く。次条第1項及び第18条第1項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。

(特定老朽建築物に対する措置の勧告)

第17条 区長は、特定老朽建築物の所有者等又は居住者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採、放置廃棄物の適切な処理その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

2 区長は、前項の規定による勧告をしようとする場合においては、あらかじめ、協議会に意見を聴くことができる。

(特定老朽建築物に対する措置の命令)

第18条 区長は、特定老朽建築物が規則で定める場合に該当する場合において、特に必要があると認めるときは、当該特定老朽建築物の所有者等又は居住者に対して、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採、放置廃棄物の適切な処理その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを命ずることができる。

- 2 区長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 3 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から3日以内に、区長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 4 区長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第1項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 5 区長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第1項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の2日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 6 第4項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 7 区長は、第1項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他規則に定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 8 区長は、第1項の規定による命令をしようとする場合においては、あらかじめ、協議会に意見を聴くことができる。
- 9 第1項の規定による命令については、東京都板橋区行政手続条例(平成7年条例第31号)第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は適用しない。

(特定老朽建築物に対する措置の行政代執行)

- 第19条 区長は、前条第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 2 前条第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その措置を行わず放置することが著しく公益に反すると認められるときは、区長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、区長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
 - 3 区長は、前2項の規定による措置を行おうとする場合においては、あらかじめ、協議会に意見を聴くことができる。

第4章 支援・緊急安全措置等

(支援)

第 20 条 区長は、特定空家等及び特定老朽建築物の所有者等に対し、周囲の日常生活に重大な悪影響を与えている状態の改善に関する必要な支援を行うことができる。

(緊急安全措置)

第 21 条 区長は、老朽建築物等が、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため緊急の必要があると認められるときは、当該老朽建築物等の所有者等又は居住者の負担において、これを避けるために必要最小限の措置を自ら行い、又は命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

2 区長は、前項の措置を講じたときは、当該老朽建築物等の所在地及び措置の内容を老朽建築物等の所有者等又は居住者に通知しなければならない。ただし、所有者等若しくは居住者又はその連絡先を確知することができない場合においては、その旨を公告することをもってこれに代えることができる。

3 第1項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(軽微な措置)

第 22 条 前条(第2項を除く。)の規定は、特定空家等について、開放されている窓の閉鎖、草刈りその他規則で定める軽微な措置をとることにより、周辺的生活環境の保全を図る上での支障を除去し、又は軽減することができるものと認められる場合について準用する。

第5章 補則

(過料)

第 23 条 次のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第 14 条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(2) 第 18 条第1項の規定による命令に違反した者

(委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行後最初に委嘱又は任命する板橋区老朽建築物等対策協議会の委員の任期は、第7条第4項の規定にかかわらず、平成 29 年 11 月8日までとする。

付 則(令和6年3月 15 日東京都板橋区条例第 13 号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

3 東京都板橋区老朽建築物等対策条例施行規則

平成 29 年 1 月 20 日 東京都板橋区規則第 3 号

改正: 令和 3 年 3 月 30 日 東京都板橋区規則第 22 号

最終改正: 令和 6 年 3 月 28 日 東京都板橋区規則第 27 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 板橋区老朽建築物等対策協議会(第 3 条—第 7 条)
- 第 3 章 空家等の対策(第 8 条—第 16 条)
- 第 4 章 老朽建築物の対策(第 17 条—第 24 条)
- 第 5 章 緊急安全措置等(第 25 条—第 28 条)
- 第 6 章 公聴会(第 29 条—第 42 条)
- 第 7 章 補則(第 43 条)
- 付則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京都板橋区老朽建築物等対策条例(平成 28 年板橋区条例第 71 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

第 2 章 板橋区老朽建築物等対策協議会

(会長及び副会長)

第 3 条 条例第 7 条に規定する板橋区老朽建築物等対策協議会(以下「協議会」という。)の会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 協議会に副会長を 1 人置き、委員のうちから、会長が指名する者をもってこれに充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、協議会の決定により、その一部又は全部を非公開とすることができる。

- (1) 会議において取り扱う情報が、東京都板橋区情報公開条例(平成12年板橋区条例第1号)第6条第1項各号に該当するとき。
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。
- (3) その他協議会が必要と認めるとき。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、都市整備部建築安全課において処理する。

(委任)

第7条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第3章 空家等の対策

(空家等の報告徴収)

第8条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第9条第2項の規定による報告の徴収は、空家等に係る事項に関する報告徴収書(別記第1号様式)により行うものとする。

2 前項の規定による報告は、空家等に係る事項に関する報告書(別記第1号の2様式)により行うものとする。

追加〔令和6年規則27号〕

(空家等の立入調査に係る通知)

第8条の2 法第9条第3項の規定による通知は、空家等立入調査通知書(別記第1号の3様式)により行うものとする。

(空家等の調査に関する立入調査員の身分証明書)

第9条 法第9条第4項に規定する証明書の様式は、空家等立入調査員証(別記第2号様式)のとおりとする。

(管理不全空家等に対する措置の指導)

第9条の2 法第13条第1項の規定による指導は、管理不全空家等に関する指導書(別記第2号の2様式)により行うものとする。

(管理不全空家等に対する措置の勧告)

第9条の3 法第13条第2項の規定による勧告は、管理不全空家等に関する勧告書(別記第2号の3様式)により行うものとする。

(管理不全空家等に対する措置の勧告に係る弁明の機会の付与)

第9条の4 条例第8条の4第3項の規定による弁明の機会の付与は、東京都板橋区聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年板橋区規則第80号)に定めるところに準じて行うものとする。

(特定空家等に対する措置の助言又は指導)

第10条 法第22条第1項の規定による助言は、原則として口頭により行うものとし、同項の規定による指導は、特定空家等に関する指導書(別記第3号様式)により行うものとする。

(特定空家等に対する措置の勧告)

第11条 法第22条第2項の規定による勧告は、特定空家等に関する勧告書(別記第4号様式)により行うものとする。

(特定空家等に対する措置の勧告に係る弁明の機会の付与)

第12条 条例第11条第3項の規定による弁明の機会の付与は、東京都板橋区聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則に定めるところに準じて行うものとする。

(特定空家等に対する措置の命令)

第13条 法第22条第3項の規定による命令は、特定空家等に関する命令書(別記第5号様式)により行うものとする。

(特定空家等に対する措置の命令に係る事前通知書)

第14条 法第22条第4項に規定する通知書の様式は、特定空家等に関する命令に係る事前通知書(別記第6号様式)のとおりとする。

(特定空家等に対する措置の行政代執行)

第15条 法第22条第9項に規定する処分(以下この条において「行政代執行」という。)に係る行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(別記第7号様式)により行うものとする。

2 行政代執行に係る行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書(別記第8号様式)により行うものとする。

3 行政代執行に係る行政代執行法第4条に規定する証票の様式は、執行責任者証(別記第9号様式)のとおりとする。

(特定空家等に対する措置の命令に係る標識の設置及び公示)

第 16 条 法第 22 条第 13 項の規定により設置する標識は、標識(別記第 10 号様式)のとおりとする。

2 法第 22 条第 13 項の規定による公示の方法は、東京都板橋区告示式(昭和 50 年板橋区告示第 45 号)の規定による掲示場への掲示その他区長が適当と認める方法とする。

第4章 老朽建築物の対策

(老朽建築物の調査に関する立入調査員の身分証明書)

第 17 条 条例第 14 条第3項に規定する証明書の様式は、老朽建築物立入調査員証(別記第 11 号様式)のとおりとする。

(特定老朽建築物に対する措置の助言又は指導)

第 18 条 条例第 16 条の規定による助言は、原則として口頭により行うものとし、同条の規定による指導は、特定老朽建築物に関する指導書(別記第 12 号様式)により行うものとする。

(特定老朽建築物に対する措置の勧告)

第 19 条 条例第 17 条第1項の規定による勧告は、特定老朽建築物に関する勧告書(別記第 13 号様式)により行うものとする。

(特定老朽建築物に対する措置の命令)

第 20 条 条例第 18 条第1項の規定による命令は、特定老朽建築物に関する命令書(別記第 14 号様式)により行うものとする。

2 条例第 18 条第1項に規定する規則で定める場合は、次のとおりとする。

(1) 特定老朽建築物が、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第9条第1項の規定に該当する場合

(2) 特定老朽建築物が、建築基準法第 10 条第1項の規定に該当するものとして勧告を受けた当該特定老朽建築物の所有者等又は居住者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったことにより、同条第2項の規定に該当するに至った場合

(3) 特定老朽建築物が、建築基準法第 10 条第3項の規定に該当する場合

3 前項各号に掲げる場合に該当するか否かの判定は、建築基準法第 12 条第7項の規定による検査等に基づき行うものとする。

(特定老朽建築物に対する措置の命令に係る事前通知書)

第 21 条 条例第 18 条第2項に規定する通知書の様式は、特定老朽建築物に関する命令に係る事前通知書(別記第 15 号様式)のとおりとする。

(特定老朽建築物に対する措置の行政代執行)

第 22 条 条例第 19 条第1項に規定する処分(以下この条において「行政代執行」という。)に係る行政代執行法第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(別記第 16 号様式)により行うものとする。

- 2 行政代執行に係る行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書(別記第 17 号様式)により行うものとする。
- 3 行政代執行に係る行政代執行法第4条に規定する証票の様式は、執行責任者証(別記第 18 号様式)のとおりとする。

(特定老朽建築物に対する措置の命令に係る標識の設置及び公示)

- 第 23 条 条例第 18 条第7項の規定により設置する標識は、標識(別記第 19 号様式)のとおりとする。
- 2 条例第 18 条第7項の規定による公示の方法は、東京都板橋区告示式の規定による掲示場への掲示その他区長が適当と認める方法とする。

(建築基準法との関係)

- 第 24 条 区長は、特定老朽建築物が第 20 条第2項各号のいずれかに該当する場合であって、条例の規定による措置の助言、指導、勧告、命令その他条例に基づく手続を行おうとするときは、必要に応じて、同項各号に規定する建築基準法の各規定に従い、同法の規定による措置の助言、指導、勧告、命令その他建築基準法に基づく手続を併せて行うものとする。

第5章 緊急安全措置等

(緊急安全措置)

- 第 25 条 区長は、条例第 21 条第1項に規定する措置を委任した者に行わせるときは、区職員立会いの下で、当該措置を行わせるものとする。
- 2 区長は、条例第 21 条第1項に規定する措置が必要であると認めた老朽建築物等の所有者等が特定できないときは、所轄の警察署、消防署その他関係機関と協議の上、当該措置を行い、又は行わせるものとする。
 - 3 区長は、条例第 21 条第1項の規定による措置を行い、又は行わせたときは、当該老朽建築物等の所有者等又は居住者に対し、当該措置に要した費用を速やかに請求するものとする。ただし、所有者等を特定することができないときは、この限りでない。

(緊急安全措置に係る通知)

- 第 26 条 条例第 21 条第2項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書(別記第 20 号様式)により行うものとする。

(緊急安全措置等の実施者の身分証明書)

- 第 27 条 条例第 21 条第3項に規定する証明書の様式は、緊急安全措置等実施者証(別記第 21 号様式)のとおりとする。

(軽微な措置)

- 第 28 条 条例第 22 条に規定する規則で定める軽微な措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 開放されている窓その他の開口部の閉鎖
- (2) 開放されている門扉の閉鎖
- (3) 外壁又は柵、塀その他の敷地を囲む工作物の著しく破損した部分の養生(簡易なものに限る。)
- (4) 草刈り
- (5) 樹木の枝の切除
- (6) 堆積し、又は放置されている物品等の移動
- (7) 消臭、防臭又は殺虫のための薬剤の使用
- (8) 前各号に掲げるもののほか、これらと同程度の措置で区長が必要と認めるもの

第6章 公聴会

(公聴会)

第 29 条 この章の規定は、区長が、条例第 12 条第4項及び第 18 条第4項の規定に基づき行う公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)に関し定めるものとする。

(公開による意見の聴取の請求)

第 30 条 区長に対し、条例第 12 条第3項又は条例第 18 条第3項の規定に基づき公開による意見の聴取を請求しようとする者(以下「聴取請求者」という。)は、文書により請求の要旨、提出年月日、聴取請求者の住所及び氏名を記し、提出しなければならない。

(公聴会の開催の公告)

第 31 条 条例第 12 条第5項及び第 18 条第5項の規定による公告は、東京都板橋区告示式により行うものとする。

(議長)

第 32 条 公聴会においては、区長又は区長の指名した区職員が議長となる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、議長となることができない。

- (1) 聴取請求者
- (2) 聴取請求者の親族
- (3) 聴取請求者の法定代理人

(代理人)

第 33 条 条例第 12 条第5項及び第 18 条第5項の規定による通知を受けた聴取請求者が代理人を出席させるときは、公聴会の開始前に、委任状を区長に提出しなければならない。

(欠席届)

第 34 条 聴取請求者又は代理人が公聴会に出席できないときは、その事由を付してその旨を公聴会の開催の期日の前日までに、区長に届け出なければならない。

(公聴会の延期)

第 35 条 区長は、前条の場合において、その事由が正当であると認めるときは、公聴会の期日を延期することができる。

2 前項のほか、区長は、必要があると認めるときは、公聴会の期日を延期することができる。

3 前2項の場合においては、第 31 条の規定を準用する。

(関係職員等の出席)

第 36 条 議長は、関係官公庁の職員、区の関係職員その他必要と認める者(以下「関係職員等」という。)の意見又は説明を聴取するために当該関係職員等の出席を求めることができる。

2 前項の場合において、区長は、あらかじめ聴取の事由、開催の期日及び場所を関係職員等に通知しなければならない。

(証人、参考人の出席等)

第 37 条 聴取請求者は、聴取に際して自己に有利な証人又は参考人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠又は資料を提出させることができる。

(口述審問)

第 38 条 聴取は公開し、かつ、口述審問により行う。

(供述書又は陳述書及び調書による聴取)

第 39 条 聴取請求者又は代理人が出席せず、かつ、その事項に関して、あらかじめ、供述書又は陳述書が提出されている場合の聴取は、その供述書又は陳述書及びその事項の調査に当たった区職員が作成し、署名した調書を朗読して行うことができる。

2 前項の者が理由なく出席せず、かつ、その供述書又は陳述書が提出されていないときの聴取は、前項の調書によって行うことができる。

(発言及び発言の停止)

第 40 条 公聴会において発言しようとする者は、あらかじめ議長の許可を受けなければならない。

2 発言の内容は、議長の聴取しようとする事項の範囲を超えてはならない。

3 議長は、発言の内容が前項の範囲を超えたときは、その発言の停止を命ずることができる。

4 関係職員等が第 32 条各号のいずれかに該当する場合は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、発言することができない。

(聴取の記録)

第 41 条 議長は、聴取の出席者氏名、次第及び内容の要点を区職員に記録させなければならない。

2 区長は、前項の記録を保存しなければならない。

(会場の秩序保持)

第 42 条 議長は、会場内を整理し、又はその秩序を保持するため必要があるときは、聴取関係出席者又は傍聴人を制限することができる。

2 議長は、聴取を妨害し、又は会場の秩序をみだす者に対し、退場を命ずることができる。

第7章 補則

(委任)

第 43 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年3月 30 日東京都板橋区規則第 22 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際、現にある旧様式による様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則(令和6年3月 28 日東京都板橋区規則第 27 号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

4 関係所管連絡先一覧

●相談窓口・対策計画事務局

都市整備部 建築安全課 老朽建築物対策係
本庁舎北館5階 TEL03-3579-2574

●景観計画

都市整備部 都市計画課 都市景観係
本庁舎北館5階 TEL03-3579-2549

●違反建築指導

都市整備部 建築指導課 監察・調査係
本庁舎北館5階 TEL03-3579-2578

●建築物の耐震化

都市整備部 建築安全課 建築耐震係
本庁舎北館5階 TEL03-3579-2554

●居住支援、分譲マンションの適正管理

都市整備部 住宅政策課 住宅政策推進係
本庁舎北館5階 TEL03-3579-2186

●防災・防犯

危機管理部 防災危機管理課 危機管理係
本庁舎南館4階 TEL03-3579-2154

●衛生害虫・ネズミ

健康生きがい部 生活衛生課 建築物衛生係
板橋区保健所7階 TEL03-3579-2335

●高齢者福祉

健康生きがい部 おとしより保健福祉センター 管理係
おとしより保健福祉センター TEL03-5970-1119

●福祉

福祉部 生活支援課 庶務係
本庁舎北館8階 TEL03-3579-2352

●環境(ハクビシン、アライグマ、アスベスト)

資源環境部 環境政策課 自然環境保全係
本庁舎北館7階 TEL03-3579-2593
生活環境保全係
TEL03-3579-2594

●まちなみ

資源環境部 資源循環推進課 資源循環協働係
本庁舎北館7階 TEL03-3579-2258

●みどり

土木部 みどりと公園課 みどり推進係
本庁舎南館5階 TEL03-3579-2533

●区道(通行支障)

土木サービスセンター 工事調整係
南部土木サービスセンター TEL03-3579-2508
北部土木サービスセンター TEL03-5398-7333

●空地(未利用地)

土木サービスセンター 地域連携係
南部土木サービスセンター TEL03-3579-2532
北部土木サービスセンター TEL03-5398-1259

※ 区組織体制の変更等により、担当所管が変更になる場合があります。

5 よくある相談と回答

Q. 近所の空き家の屋根瓦が外れて落ちそうになっているが、区で撤去できないか。

A. 空き家や工作物及びその部材については、所有者等の財産となるため、区でも撤去することはできません。

所有者等が分からない場合には、建築安全課 老朽建築物対策係(3579-2574)で「空家特措法」に基づき所有者等調査を行い、所有者等に対し、撤去、修繕について依頼、助言等を行いますので、ご連絡ください。

Q. 自分で空き家を片づけ、処分するのは面倒。区で行政代執行して解体してほしい。

A. 行政代執行は、所有者の希望により行うものではありません。

空き家であっても、その不動産は所有者の財産であり、行政を含めて第三者が勝手に処分等を行うことはできません。

しかし、他の手段によって解決することができず、かつ、それを放置することが著しく公益に反するときには、当該行政庁は自ら義務者がなすべき行為をなすことができるとされています。行政代執行は、所有者の財産を行政が強制的に撤去等を行う行為であるため、その理由や行為を明確に示す必要があるとともに、その手続きは正確かつ段階的に進める必要があり、かなりの時間も必要となります。また、工事費だけではなく、その行為に要した費用も含まれるため、通常の解体工事費より高額になるうえに、強制徴収公債権として扱われ、全て義務者(所有者)から徴収することとなります。そのため、ご家族やご親族の協力をいただき、ご自身で処分されることをお勧めします。

Q. 隣の家の木の枝が、境界線を越えて自分の敷地内に伸びてきたが切ってもいいのか。

A. 令和5(2023)年4月1日の民法改正により、越境された土地の所有者は、木の所有者に枝を切り取らせる必要があるという原則を維持しつつ、次のいずれかの場合には、自ら枝を切り取ることができるようになりました。

- (1) 竹木の所有者に越境した枝を切除するよう催告したが、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき
- (2) 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき
- (3) 急迫の事情があるとき

Q. 隣の空き家にスズメバチの巣ができています。ハチも飛んでおり駆除してほしい。

A. 区では「蜂の巣の駆除」はしていません。

空き家の所有者等に対して、スズメバチの巣の駆除をするように求めていくことが望ましい手段となります。所有者等が分からない場合には、建築安全課 老朽建築物対策係(3579-2574)で「空家特措法」に基づき所有者等調査を行い、その所有者に対し、駆除や維持管理について依頼、助言等を行いますので、ご連絡ください。

Q. 隣の家が空き家になり、ハクビシンが出入りしている。駆除してもらえるか。

A. 区では、ハクビシン・アライグマにより被害が出ている区民宅等を対象に、平成 29(2017)年度から捕獲駆除の事業を開始しており、区が委託した専門業者が箱わなの設置を行います。実施に際しては、各種要件がございますので、環境政策課 自然環境保全係(3579-2593)へご確認ください。

Q. 老朽化した建築物の解体費用に対する支援制度はあるか。

A. 特定空家等又は特定老朽建築物として認定した建築物は、部分的な補修では改善できずに建築物全体の除却を行う必要性が高いことから、費用負担の軽減を図るため、除却に要する費用の一部を助成しています。

要件について、下記アドレスにアクセスのうえ、ご確認をお願いします。

・老朽建築物等対策支援事業:

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/tochi/josei/roukyu/1006185.html>

Q. 空き家の所有者の特定には、どれくらいの時間を要するのか。

A. 空き家の所有者の特定は、「空家特措法」に基づき、登記簿調査や戸籍調査などを行い、所有者を特定します。

早ければ一週間程度ですが、登記簿調査を実施しても所有権登記がなされていない場合や昔の住所や前所有者のまま変更がされていない場合は、特定に時間を要し、半年以上かかる場合や判明しない場合もあります。

6 計画の検討体制・策定経過

(1) 検討体制

組織名	構成	役割
板橋区老朽建築物等 対策協議会	学識経験者、町会連合会、警察職員、消防職員、区議会議員、区職員	対策計画の見直しにあたり、老朽建築物等の施策について専門的な意見・助言を述べます。
板橋区老朽建築物等 対策検討会議	都市整備部長、関係所管課長	現状での課題や施策の方向性について検討し、対策計画の見直しに向けて調査、調整を行います。
板橋区老朽建築物等 対策検討会議 部会	建築安全課長、関係所管課係長	現状での課題や施策の方向性について検討し検討会議の円滑な運営を図るため、調査、調整を行います。

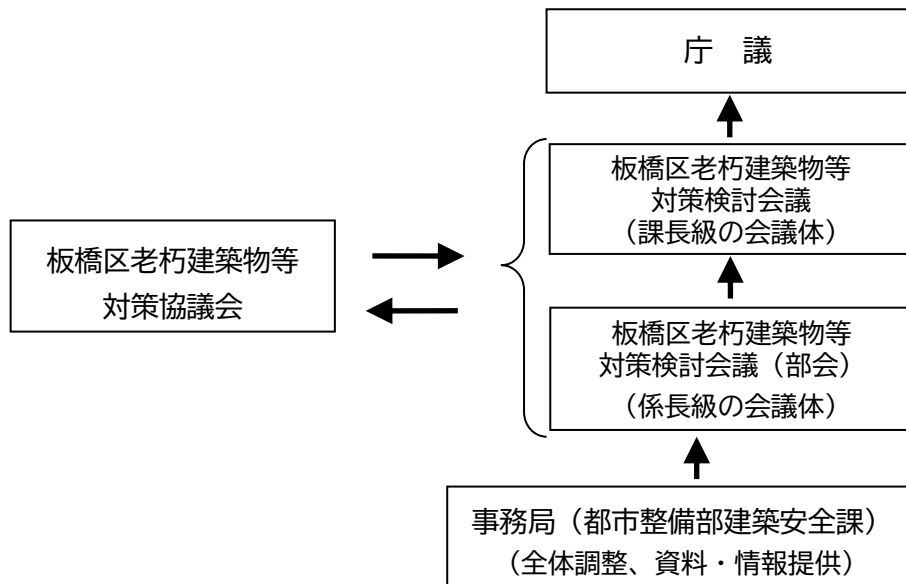


図 検討体制のイメージ

◆令和7年度 板橋区老朽建築物等対策協議会 委員(17名)

(令和7年12月現在)

種 別	所 属	氏 名
学識経験者 (8名)	国立大学法人筑波大学 システム情報系社会工学域(都市計画)教授	藤井 さやか
	東洋大学理工学部建築学科准教授	大澤 昭彦
	大東文化大学社会学部社会学科准教授	飯塚 裕介
	公益社団法人 東京公共嘱託登記司法書士協会	安津畑 卓 ※1
	公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会	齋藤 修
	板橋法曹会	吉田 飛鳥 ※2
	一般社団法人 東京都建築士事務所協会 板橋支部	茂呂 大輔 ※3
	公益社団法人 東京社会福祉士会	篠原 恵
町会連合会 (1名)	板橋区町会連合会 副会長	山家 正道
警察職員 (3名)	警視庁 板橋警察署 生活安全課長	菅原 貴文
	警視庁 志村警察署 生活安全課長	延山 智範
	警視庁 高島平警察署 生活安全課長	室積 勝浩
消防職員 (2名)	東京消防庁 板橋消防署 災害対策調整担当課長	土田 真也
	東京消防庁 志村消防署 警防課長	田口 典秀
区議会議員 (2名) ※4	板橋区議会議員(会派:民主クラブ) 都市建設委員長	おなだか 勝
	板橋区議会議員(会派:自民党) 都市建設副委員長	木田 おりべ
区職員 (1名)	板橋区都市整備部長	内池 政人

※1 令和7年11月8日まで「松下 直和」

※2 令和7年11月8日まで「佐藤 充裕」

※3 令和7年11月8日まで「押川 照三」

※4 令和7年5月22日まで「板橋区議会議員(会派:自民党)都市建設委員長 間中 りんべい」
「板橋区議会議員(会派:公明党)都市建設副委員長 さかまき 常行」

(2)策定経過

日程・検討会議	検討内容
令和6年6月17日(月) ～令和6年6月25日(火) 対策検討会議	◆R6 実態調査の実施について
令和6年7月22日(月) 対策協議会	◆R6 実態調査の実施について ◆計画策定スケジュールについて
令和6年10月9日(水) 対策検討会議	◆R6 実態調査結果報告(速報)について ◆策定方針について
令和6年11月13日(水) 対策協議会	◆R6 実態調査結果報告(速報)について ◆策定方針について
令和6年12月17日(火) 対策検討会議	◆R6 実態調査結果報告 ◆策定方針について ◆骨子案について
令和7年1月9日(木) 対策協議会	◆R6 実態調査結果報告 ◆策定方針について ◆骨子案について
令和7年1月21日(火) 庁議(連絡調整会議)	◆策定方針について
令和7年2月17日(木) 都市建設委員会	◆策定方針について
令和7年7月8日(火) 庁議(連絡調整会議)	◆骨子案について
令和7年7月10日(木) 対策検討会議	◆計画素案について ◆パブリックコメント実施予定について
令和7年7月24日(木) 対策協議会	◆計画素案について ◆パブリックコメント実施予定について
令和7年9月9日(火) 庁議(連絡調整会議)	◆計画素案について ◆パブリックコメント実施予定について
令和7年9月26日(金) 都市建設委員会	◆計画素案について ◆パブリックコメント実施予定について
令和7年10月10日(金) 対策検討会議	◆計画原案について ◆パブリックコメントの進捗について
令和7年10月30日(木) 対策協議会	◆計画原案について ◆パブリックコメントの実施結果について
令和7年12月19日(金) 対策検討会議	◆計画原案について ◆パブリックコメントの実施結果について
令和8年1月8日(木) 対策協議会	◆計画原案について
令和8年1月20日(火) 庁議(経営戦略会議)	◆計画原案について ◆パブリックコメント実施結果について
令和8年2月17日(火) 都市建設委員会	◆計画原案について ◆パブリックコメント実施結果について

※上記の全体会とは別に、必要に応じて事務局が各委員と個別で協議・調整を実施しました。